

1. 汚水処理施設整備構想とは

汚水処理施設整備構想は、市民の生活環境の維持、改善や公共用水域の水質保全を目的とし、今後10年程度での汚水処理施設整備の概成を目指すため、汚水処理の未整備区域において、実施可能な整備手法を定め、それぞれの整備対象区域を明らかにするものです。

この構想は、本市がそれぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適切な整備、運営管理手法を策定した上で、山梨県と連携して作成し、継続的な進捗管理並びに必要な見直しを行っていきます。

2. 汚水処理施設

1) 汚水処理のしくみ

汚水処理の方式は、下水道を代表とする複数の家庭や事業所からの汚水を管きよで集約して1箇所処理する「集合処理」と、各家庭や事業所で汚水を処理する「個別処理」に大別することができ、以下のような特徴があります。

① 集合処理

- 家屋や事業所が密集した市街地や集落の汚水処理に適しています。
- 整備に比較的長い期間を要します。

② 個別処理

- 家屋や事業所がまばらな地区の汚水処理に適しています。
- 各家庭の協力を得られれば、比較的短期間で整備が可能です。
- 各家庭、事業所の浄化槽毎に定期的な点検・検査が必要です。

集合処理、個別処理の主な整備手法は図-1のとおりですが、大月市の現状は、流域関連公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により汚水処理が行われています。

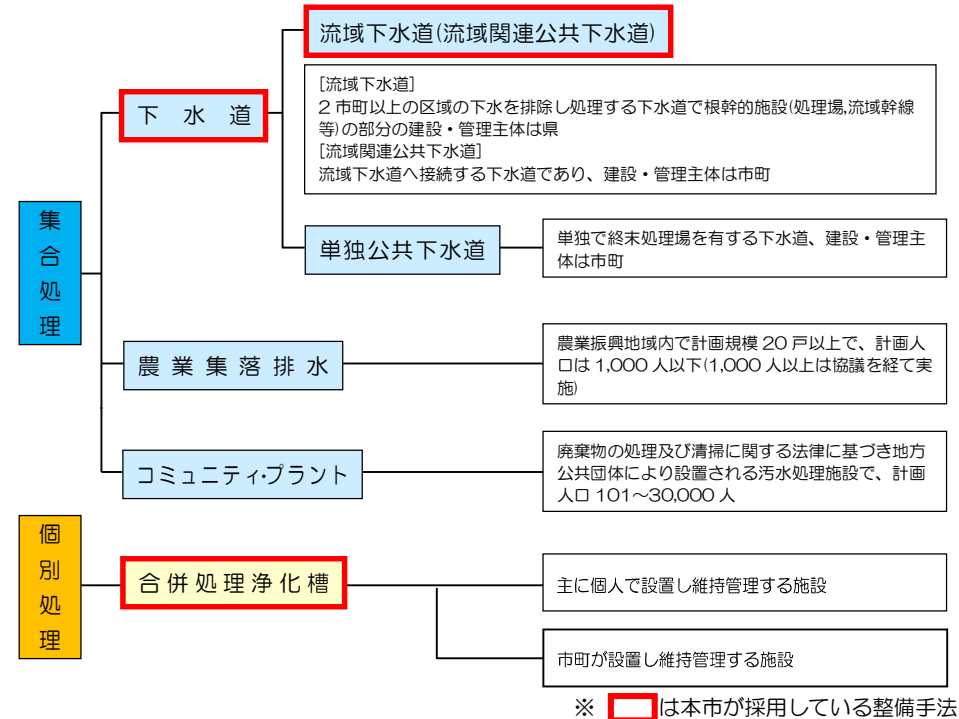
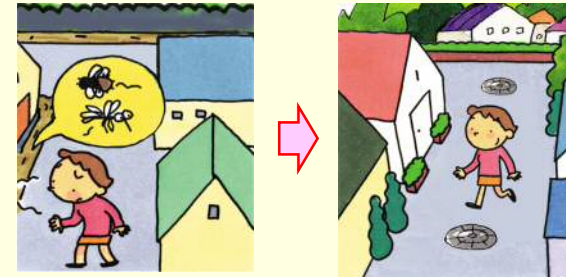


図-1 集合処理、個別処理の主な整備手法

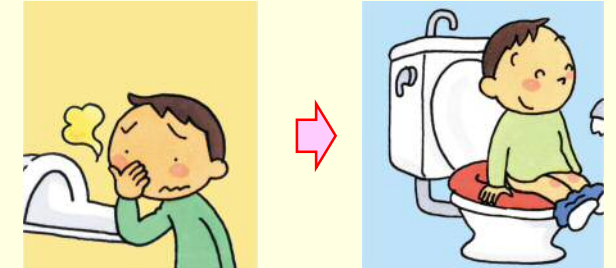
2) 汚水処理施設整備による効果

汚水処理施設を整備し利用することにより、以下のような効果が得られます。

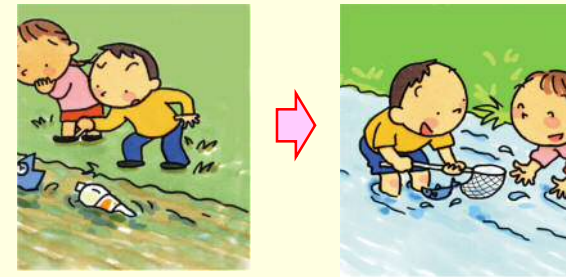
汚れた水が溜まらず蚊やハエなどの害虫や悪臭が防げます。



トイレの水洗化や台所からの汚水を下水道に流せると、家の中でいやな臭いがなくなり、街並みもきれいになります。



よごれた水域を改善し、美しい水辺環境を創造します。



3. 構想の策定理由

本市では、各種汚水処理施設を整備を進めてきました。

近年、人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化等、汚水処理施設を整備に関わる情勢が大きく変化しています。地方財政が依然として厳しい状況にあることから、汚水処理施設を整備には一層の効率化が求められています。

このようなことから、国は、今後10年程度を目標に地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設を整備が概ね完了(概成)することを目指すために、既定の汚水処理構想の早急な見直しの指示を発信しました。

1) 国の動向

平成26年1月：汚水処理を所管する3省(国土交通省、農林水産省、環境省)が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、公表しました。

4. 大月市の汚水処理施設整備の現状と課題

1) 汚水処理施設整備の現状

本市では従来の構想に基づき、流域関連公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により汚水処理施設の整備を進めてきました。

平成 26 年度末時点での汚水処理人口普及率は、表-1 に示すとおりとなっています。

表-1 整備手法別人口の割合（平成 26 年度末）

整備手法				整備整備 (ha)	処理人口 (人)	割合 (%)
処理 方法	集合処理	下水道	流域関連公共下水道	178.1	4,641	17.6
	個別処理	合併処理浄化槽		—	6,435	24.5
未処理				—	15,226	57.9
合計				28,025	26,302	100.0

2) 汚水処理施設整備における課題

本市の汚水処理施設整備における課題は、以下のとおりです。

① 汚水処理の普及・促進

本市の汚水処理状況は、公共下水道の接続状況が思わしくなく、普及率が低い状況です。今後は普及促進策を考え、更なる生活環境向上のために汚水処理施設整備の促進に努めていく必要があります。

② 汚水処理施設の修繕・改築

本市の公共下水道は供用開始から 11 年程度であり、現在は修繕・改築が必要となる老朽化は見られていません。しかし、処分制限期間（供用開始から 20 年程度）を基に調査を実施し、老朽化が見られる箇所の修繕・改築事業を実施していく必要があります。

5. 基本方針

今回の構想は、国のマニュアルに基づき、以下の方針で検討を行います。

1) 時間軸の観点から検討

時間軸の観点を盛り込み、中期（目標年次 平成 37 年）での早期整備と共に、長期（目標年次 平成 47 年）での持続的な汚水処理システム構築を目指します。

2) 10 年程度での汚水処理の概成を基本とした検討（中期構想）

中期的なスパンとしては、汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設の経済比較を基本として、10 年程度を目途に汚水処理の「概成」（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指した弾力的な手法を検討します。

3) 改築更新や運営管理の観点を含めた検討（長期構想）

長期的なスパン（20 年程度）では、新規整備のみならず整備済み汚水処理施設の改築更新や運営管理を含めた検討を行います。

4) 総合的な評価における整備手法・運営管理の検討

整備手法・運営管理については、住民の意見を踏まえ、水環境の保全、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討したうえで選定します。

6. 構想策定の結果

本構想において基本方針に基づき適正な汚水処理方式を選定しました。

公共下水道は、平成 26 年度末現在、全体計画区域 681.2ha の約 26%に相当する 178.1ha の整備が完了しています。しかし、今後は前段の方針で挙げられている 10 年概成を目標としており、財政状況等も考慮し全体計画区域を 218.9ha 削除し、462.3ha として公共下水道整備を行っていきます。

また、その他の区域は、合併処理浄化槽による個別処理で整備を推進し、未整備人口 0 人を目指していきます。

表-2 構想策定の結果

整備手法				現在 (平成 26 年度末)			中期構想 (目標：平成 37 年度)			長期構想 (目標：平成 47 年度)		
				面積 (ha)	処理 人口 (人)	割合 (%)	面積 (ha)	処理 人口 (人)	割合 (%)	面積 (ha)	処理 人口 (人)	割合 (%)
処理 方法	集合 処理	下水道	流域関連 公共下水道	178.1	4,641	17.6	196.7	4,519	21.3	221.7	4,607	27.1
	個別 処理	合併処理浄化槽		—	6,435	24.5	—	6,877	32.5	—	6,897	40.5
未処理				—	15,226	57.9	—	9,795	46.2	—	5,511	32.4
合計				28,025	26,302	100.0	28,025	21,191	100.0	28,025	17,015	100.0

注 1) 全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアルに基づき、目標年度の将来人口には、国立社会保障・人口問題研究所による文献(2013 年 3 月 27 日公表)を使用しています。